

## 市役所からの申告書および証明書などの郵送時期

- ▶市県民税の申告書（昨年の申告時発送に希望した人）…1月中旬
- ※返信用封筒を同封していますので、できる限り郵送で申告してください。
- ▶国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の払込証明書…1月下旬
- ▶国民健康保険の加入者への令和3年11月・12月診療分の医療費通知…2月下旬

## 刈谷税務署や市役所の申告会場における 新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

- ▶入場の際に検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合などは、入場できません。
  - ▶会場内では、マスクを正しく着用し、入口で手指消毒をしてください。
  - ▶会場内には、原則、申告者のみの入場とします。
- ※申告者の介助者などを除く。



## 要介護認定者の医療費控除・障害者控除

問 長寿課 (☎62-1013)

### 医療費控除に必要な確認書の発行

確定申告の医療費控除は、寝たきりの人のおむつ代も控除の対象です。医師が発行するおむつ使用証明書とおむつ代の領収書を添付することで医療費控除が受けられます。

控除を受けるのが2年目以降の要介護認定者は、おむつ使用証明書の代わりとなる主治医意見書内容確認書を長寿課で発行できる場合があります。

※確認書は、要介護認定時に使用した主治医意見書より判断するため、該当しない場合は発行できません。

※2年目以降の人も医師が発行するおむつ使用証明書で控除は受けられます。

**持申** 介護保険被保険者証を持参して長寿課へ。

### 障害者控除に必要な認定書の発行

確定申告の障害者控除は、65歳以上の要介護認定者（要介護1以上）も控除の対象となる場合があります。本人または扶養親族が控除の対象者に該当し、控除を受ける人は、障害者控除対象者認定書を発行します。

※令和3年12月31日現在の認定状況などにより認定書を発行できない場合があります。

※障害者手帳などを持つ人は、認定書がなくても障害者控除を受けることができます。手帳と認定書の障害者区分が違う場合は控除額の多い方で申告できます。

※認定書は障害者手帳の代わりになりません。

## 東海税理士会による無料確定申告相談会

**時** 2月12日(出) 10時～16時30分

**場** 総合文化センター401研修室

**定** 24人（先着順）

**対** 税理士または税理士法人が関与していない納税者

※土地・建物・株式の売却がある人、住宅借入金等特別控除の適用を受ける人、前年分の所得金額が300万円を超える事業者、贈与税申告などは対象外

**持** 確定申告に必要な書類（マイナンバーが分かるものを含む）

**申問** 電話（77-3636）で東海税理士会へ。

※当日、予約に空きがある場合は、相談会場で10時から当日受付の整理券を配布します。

